

業務上災害に加え、業務外の疾病など、  
さまざまなリスクを補償します。

最大  
約**58%**<sup>(※)</sup>  
割引

# 全国商工会議所の 業務災害補償プラン

タフビズ業務災害補償保険

タフビズ業災  
ヘルスクエア **PLUS+**



保険期間 加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

**加入は毎月受付中!**

お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

(※) 被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%適用した場合(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。)



「タフビズ業務災害補償保険」は  
ヘルマーク協賛商品です。

## 日本商工会議所

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

# 業務災害リスクへの対応

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められています。

## 高額な賠償を求められた場合の備えはできていますか？

### ■想定される事例

#### CASE.1

過重な業務を与え、従業員が心疾患を発症し、脳に後遺障害が残った。長時間労働を強いた企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、従業員と両親が同社を訴えた。

**約1億9,500万円**

#### CASE.2

従業員が、上司からパワハラを受けて精神疾患を発症し、自殺した。遺族が会社に対して損害賠償を求め、同社を訴えた。

**約7,000万円**

#### CASE.3

建設業の従業員だった男性が高所作業中に転落し、死亡。遺族は企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、同社を訴えた。

**約4,500万円**

企業の安全配慮義務違反を問われた場合、**高額な賠償請求をされる可能性があります。**  
労災事故はどんな業種でも起こる可能性があるため、**備えが必要です。**



## 高額賠償への備え

業務中の事故で大けがをして後遺障害を負った場合や長時間労働による過労自殺で労災認定された場合など、企業の負担する賠償額は高額になってきます。



■例えば、一家の支柱が死亡し、訴訟となった場合

試算条件 30才 男性 年収500万円 被扶養者2名

### 逸失利益

被災しなければ得られたであろう将来の収入

被害者の立場	生活費控除率
一家の支柱(被扶養者1人)	40%
一家の支柱(被扶養者2人以上)	30%
女子(一家の支柱以外)	30%
男子(一家の支柱以外)	50%

年齢	就労可能年数	ライフニッツ係数
20才	47	25.025
30才	37	22.167
40才	27	18.327
50才	17	13.166
60才	12	9.954

### 収入金額(年収)

500万円

×

(1 - 生活費控除率)

30%

×

### ライフニッツ係数

22.167

×

約7,760万円

### 慰謝料

精神的苦痛に対する損害

被害者の立場	死亡慰謝料
一家の支柱	2,800万円
母親・配偶者	2,400万円
その他	2,000~2,200万円

=

2,800万円

### 葬祭費用等

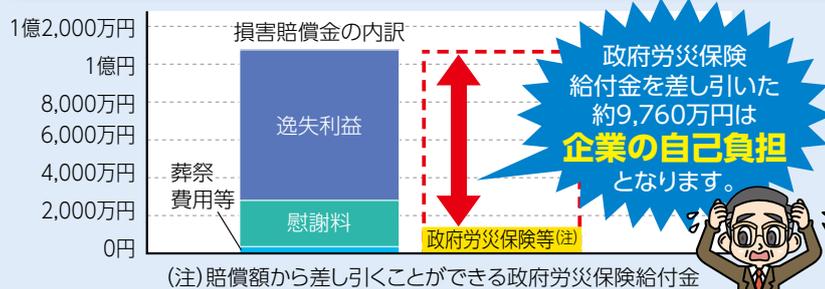
被災したことにより、支出を余儀なくされた費用

治療関係費用 葬祭関係費用 弁護士費用 など

= 約200万円

**A + B + C = 損害発生金額 合計 約1億760万円(注)**

(注) 令和2年4月1日以降に発生した災害における損害の目安を記載しています。



〈賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金〉  
政府労災保険の遺族給付である遺族補償年金は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。給付の内容は給付基礎日額の最高1,000日分(給付基礎日額1万円の場合は1,000万円)まで選択が可能であり、その場合、給付された一時金は賠償額から差し引くことができます。また、年金給付の場合は遺族が既に受け取った額を賠償額から差し引くことができます。  
※将来支給される年金は、たとえその支給が確定していても賠償額から差し引くことができないというのが最高裁の判例となっています。(最三小判昭和52年10月25日三共自動車事件)

**1** ▶ 日本商工会議所のスケールメリット等で**最大約58%割引**となります! (①・②すべて適用の場合)

**① 被保険者数割引20%/損害率による割引30%**

$[1-20\% (\text{被保険者数割引})] \times [1-30\% (\text{損害率による割引})] = 0.56$  ▶ **最大44%割引**となります。  
※被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。

▼ さらに事業者ごとに以下の割引があります。

**② リスク診断割引**

当社所定の告知用質問事項回答書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大25%**までの割引を適用します。

$[1-20\% (\text{被保険者数割引})] \times [1-30\% (\text{損害率による割引})] \times [1-25\% (\text{リスク診断割引})] = 0.42$   
▶ **最大約58%割引**となります。詳細は8ページでご確認ください。

**2** ▶ 使用者賠償責任補償は**役員個人の損害賠償責任も補償**します!

※事業者である記名被保険者のほか次の方も被保険者となります。

- ① 記名被保険者の役員および使用人等
- ② 記名被保険者の下請負人と記名被保険者の下請負人の役員および使用人(建設業の場合)

**3** ▶ 保険金(ケガの補償)は、**政府労災認定とは別にお支払い**します!

※保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

**4** ▶ 政府労災で認定された**精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺**などを補償対象とします!

**5** ▶ **パワハラ、セクハラ、不当解雇、差別的行為**による事業者、役員等・使用人の法律上の賠償責任を補償します!

※ワイドプランまたはフリープランの特約にて補償されます。

**6** ▶ 派遣、委託作業者はもちろん、**下請負人も補償**します!

※貨物自動車運送業の傭車運転者は数次の請負人・受託人を対象に含みます。  
建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

**7** ▶ 建設業の場合、**「経営事項審査制度」での加点評価の対象**とすることができます!

(※本プランは国土交通省の告示に規定される法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計することが可能です。)  
(※審査時の加点を保証するものではありません。)

**8** ▶ 業務中の**地震・噴火、これらによる津波等の天災によるケガ**等も補償します!

※オプション特約のセットにより補償されます。

**9** ▶ **「売上高方式」と「人数方式」**の2パターンの契約方式により、雇用形態にあわせた合理的な保険料算出が可能です!

- ① 売上高方式 ▶ 売上高から保険料を算出します。
- ② 人数方式 ▶ 補償対象者数から保険料を算出します。実際の勤務時間、勤務日数から保険料算出の基礎となる補償対象者数を算出することもできます。

# 業務災害リスクへの

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められてい

## メンタルヘルスへの対応



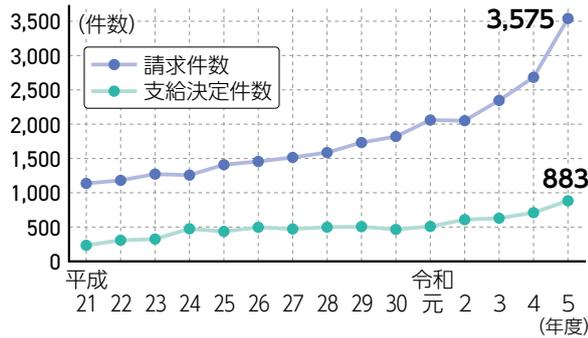
なんて軽く考えて  
放置していませんか?



精神障害は放置していると  
深刻な事態に発展する  
場合があります。

精神障害の労災認定件数は年々増加しています。  
また、近年の主な労働関係法令 **1** の成立・改正で事業者は、  
より厳格な労務管理を求められています。

精神障害等労災補償状況 出典:厚生労働省報道発表資料



高度化  
対応は

業務災害  
過重労働



## 過重労働への対応

1日約8人が勤務問題を原因に自殺

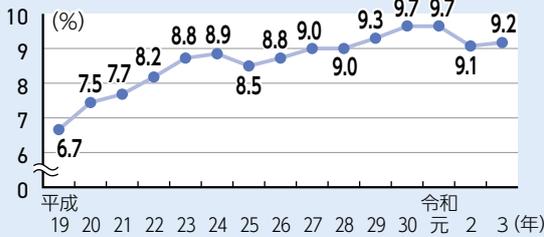
時間外労働の  
過労死ライン(目安)  
2~6か月平均で  
月**80時間**

勤務問題を原因と  
する自殺者数  
年間  
**2,875人**

出典:厚生労働省「労働時間の評価の目安」  
出典:厚生労働省/警察庁「令和5年中における  
自殺の状況」

勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者の割合が増加

日本の自殺者数は減少傾向にありますが、一方で自殺者総  
数に対する、「勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者」  
の割合は下表のとおり増加傾向にあります。



出典:厚生労働省「令和4年版過労死等防止対策白書」

## 業務災害に対する再発防止の重要性



再発防止策が不  
十分であれば、社  
会的な信頼を失う  
だけでなく、顧客離  
れや人材の採用難に  
繋がります。業績や企業  
の将来性にも影響  
を及ぼします。

再発防止策が不  
十分であれば、社  
会的な信頼を失う  
だけでなく、顧客離  
れや人材の採用難に  
繋がります。業績や企業  
の将来性にも影響  
を及ぼします。

再発防止策が  
不十分である  
ことによる  
悪影響

労災事故が発生  
すると、企業ブラン  
ドのイメージが大  
きく損なわれ、さら  
にはSNS等での風  
評被害にまで発展  
する可能性があります。



用語の  
ご説明

### 1 近年の主な労働関係法令

労働者保護を目的とした右  
記のような法令の成立・改  
正により、事業者の管理責  
務はより厳格化されてきて  
います。

施行年月	法令	成立・改正	内容
平成20年3月	労働契約法	成立	事業者の「安全配慮義務違反」が明文化
平成25年4月	労働契約法	改正	有期・無期労働者間の不合理な労働条件相違を禁止
平成27年12月	労働安全衛生法	改正	労働者の心理的負担把握のためのストレスチェック義務化(50人以上の事業所)
平成31年4月	労働基準法など	改正	罰則付時間外労働の上限規制など
令和2年6月	労働施策総合推進法	改正	大企業で、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化
令和4年4月	労働施策総合推進法	改正	中小企業でも、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化

# 対応

ます。

する企業責任への  
万全ですか？



## 雇用 トラブル

補償金の支払い



紛争(訴え)の発生



弁護士相談費用の発生



賠償金の支払い



再発防止、職場改善

## 雇用トラブルへの対応

労働審判<sup>2</sup>等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士の増加などにより、労働紛争は高止まりしています。

都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性<sup>3</sup>があると認められれば会社が責任を問われることとなります。

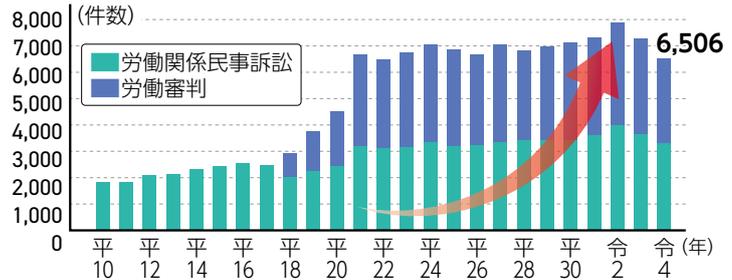
■なかにはこんなケースも…



元従業員から突然の内容証明郵便！  
いやいや聞いてよ入社する時に確かに確認しなかったけど、あのパソコン使えなかったんだよ。何度も教えたんだけど使えないようにならなくて。それで、本当はうちだって人手が足りないし、いま忙しくて新しく採用している余裕がなくてないのに、泣く泣くやめてもらったんだよ。そうしたら弁護士味方につけて不当に解雇されたから慰謝料払えだなんて、こんな郵便物送られてきて…

労働関係民事訴訟・労働審判新受件数

出典:厚生労働省報道発表資料



### 従業員へのハラスメント



飲み会のたびに過去の恋愛経験や現在の交際有無などを上司から執拗に聞かれる。もう行きたくないよ…

従業員 に対するセクハラ



また無理難題を押し付けられた。何をやっても怒られるし、こんな状態、いつまで続くんだろう？早くこの会社から逃げ出したい…

従業員 に対するパワハラ

### 第三者へのハラスメント

部下が担当している取引先の担当者から、「製品の納品期限を厳しく詰められるうえに『お前は無能だ!』と罵倒されている。」と言われてしまった…

取引先 に対するパワハラ



当社の取引先から「御社のAさんが打ち合わせのたびに触れてくる。拒否してもやめてくれない」と連絡を受けてしまった…

取引先 に対するセクハラ



### 不当解雇



労働条件の改善をもとめて会社に不満を訴えたら報復として解雇されてしまった…。職場環境を良くするために声を上げたのに、納得できない!

従業員 の不当解雇



病気を理由に解雇させられた。無理な配置転換をさせられて病気が悪化したのに、ひどい扱いだ!

従業員 の不当解雇

### 2 労働審判

労働者と事業者との間に生じた労働関係の紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とし設けられた制度です。(平成18年4月開始)

### 3 業務執行性

加害者が行った被害者に対する不当行為が、会社の業務の一部または業務に密接に関連する行為として行われたことを指します。業務執行性が認められた場合には、使用者(企業)の責任が問われることとなります。

# 業務上災害への補償

業務に起因するケガや病気により、事業者が支出する費用を

## 基本の補償

業務に起因するケガや病気の補償を、政府労災認定とは別にお支払いします。<sup>(注1)</sup>  
従業員等の補償対象者が事業者の業務に従事している間に身体障害を被った場合、事業者が費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(一部の特約を除きます)。  
詳細は別冊「重要事項のご説明」6ページ以降の補償内容の詳細をご参照ください。

① 死亡補償保険金	事故日から180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
② 後遺障害補償保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
③ 入院補償保険金 <sup>(注2)</sup>	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
④ 手術補償保険金	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
⑤ 通院補償保険金 <sup>(注3)</sup>	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。
⑥ 使用者賠償責任補償	業務中に発生した補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。
⑦ コンサルティング費用補償	補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合等に、事業者等が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。
⑧ 事業者費用補償 <sup>(注4)</sup>	ショッピング 以下の費用を補償します。 ①補償対象者の身体障害などにより、事業者が負担した葬儀費用や、代替人員確保のための求人・採用費用 <sup>(注5)</sup> 等 ②補償対象者が労災保険法等により給付が決定した精神障害等により、退職した際の職場復帰に向けた対策にかかる費用や、職場復帰支援プランの作成にかかる費用
	オフィス 以下の費用を補償します。 ①補償の対象となる事故が発生したことによって失った、事業者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ②補償対象者が業務に従事している間に被った身体障害と同種の事象を防止するために、有益と認められる設備・器具・装置・端末・機器の設置・導入費用等
⑨ 特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)	補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に発病した場合に、その発病の日から180日以内に負担した葬儀費用や消毒費用などを補償します。
⑩ 雇用慣行賠償責任補償 <sup>(注6)</sup>	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者に対して行われたハラスメントまたは人格権侵害に起因して事業者等が負担する賠償損害を補償します。



すべてのご契約に、業務災害補償保険追加特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、サイバーインシデント補償特約、職業性疾病補

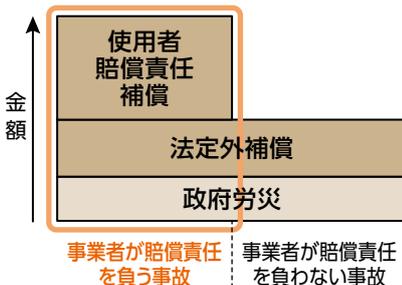
### 特におすすめの特約!

下記2特約をセットすることで、事業の成長と安定には欠かせな

#### 使用者賠償責任補償特約

##### 1 事業者を守るために高額賠償への備えが必要!

事業者には「安全配慮義務」があるため、従業員等が労災事故で身体障害を被り、事業者側の安全配慮義務違反が認められた場合、法律上の使用者責任を負わなければなりません。



##### 2 役員個人や部長や課長など中間管理職が訴えられた場合も補償可能!



(注1) 政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。  
 (注2) 事故日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。  
 (注3) 事故日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。  
 (注4) ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。また、フリープランでは、実損型以外に定額型もお選びいただけます。詳細は別冊「重要事項のご説明」6ページ以降の補償内容の詳細をご参照ください。  
 (注5) 補償対象者(役員等および使用人)が副業に従事している間に身体障害を被った場合を含みます。



# 業務上災害への補償



## オプション補償

別に定める特約保険料を払い込みいただくことでセットできる特約があります。ケガや病気などにより以下のような費用負担が発生するケースもあります。オプション補償で補償の拡充をご検討ください。

### 被災労働者支援費用補償特約

従業員等が業務中に身体障害を被ることで死亡または就業不能となった場合に、事業者が負担する費用を補償する特約です。

外国人労働者<sup>(注)</sup>の場合、親族への謝罪・説明を行うにも居住地が遠方となるため、交通費だけでも大きな負担となります。



【外国人労働者の労災事故時に発生する費用例】  
(従業員の国籍および親族の居住地がベトナムの場合)

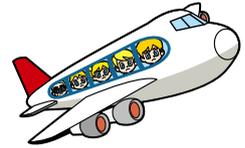
項目	費用
療養のために、一時帰国する費用	片道約6万円
治療や労災手続等のやり取りにかかる通話料(国際電話)・郵送料	約5万円 (通話は、3時間として計算)
看病を行うために、親族が来日する費用	往復約12万円 宿泊費約6万円 (看病のため複数日宿泊)

(注) 補償対象者は外国人労働者に限定していません。

就業不能とは

身体障害を被り、その治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、業務または職務に従事した場合等を除きます。例えば、身体障害を被ったため出勤できず在宅勤務をする場合は、「就業不能」には該当しません。

### 具体例



外国人労働者が労災事故により入院し就業不能となり、生活補助のため来日した親族の交通費等が発生した。

おすすめ!

その他のニーズに対応する特約

### 天災危険補償特約

普通保険約款およびセットされる特約において保険金の支払対象とならない、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」等に該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いする特約です。



これらの事由により被った身体の障害について、安全配慮義務違反による賠償損害に備えるには、天災危険補償特約に加えて使用者賠償責任補償特約のセットが必要です。



### 具体例



業務中の地震発生時、避難誘導が誤っていたために従業員が死亡。安全配慮義務違反を問われ、遺族から損害賠償請求された。

基本の補償内容を拡大する特約

### 傷害医療費用補償 保険金支払特約

医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を実費で補償します。



政府労災に特別加入していない役員が業務中にケガをして治療費を負担したため、会社は補償金を支払った。

### 入院時一時補償 保険金支払特約

2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。<sup>(注)</sup>



ケガのため入院することになり、必要なものを購入した。

### 退院時一時補償 保険金支払特約

15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。<sup>(注)</sup>



従業員が業務中にケガをして15日以上入院した後に退院。会社は一時金として補償金を支払い、従業員は退院時に車いすを使用したので補償金の一部をタクシー代に充てた。

### 長期療養補償 保険金支払特約

入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。<sup>(注)</sup>



長期入院のため、見舞いに来る家族の交通費などの出費がかさんだ。

### 休業補償保険金 支払特約

身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。



従業員が業務中にケガをして就業不能となったため、会社は補償金を支払い、従業員はその期間の収入不足を補った。

### 特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

従業員等が特定疾病(八大疾病および精神障害)による休業や介護休業を取得した際の企業が負担するさまざまな費用を補償します。

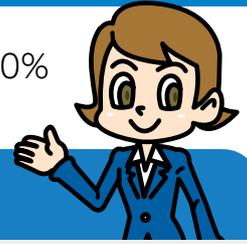


従業員がうつ病で長期間休職。代替人材を採用するための費用が発生した。

(注) 入院補償保険金をお支払いする場合があります。

# リスク診断割引

安全管理状況の良好な事業者の場合は、被保険者数割引20%、損害率による割引30%に加えて、以下の割引制度をご利用いただけます。



## リスク診断割引の適用範囲

安全管理状況の  
良好な事業者さまは  
保険料がさらにおトクに



項目1~4に該当する場合

最大 **20%** 割引

さらに項目5に該当する場合

最大 **25%** 割引

被保険者数割引20%  
損害率による割引30%

	リスク評価に関わらご質問	割引率
1	<p>保険契約締結時点で、ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO45001、HACCPのいずれかの認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません)ですか。</p> <p>■ 2018年に策定した労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格で、労働に関連する負傷と疾病の防止等が狙いです。</p>	10%
2	<p>安全衛生管理規定を作成している、または中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定を受けていますか。</p> <p><b>事業継続力強化計画</b></p> <p>■ 中小企業が策定した防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。</p> <p>■ 認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。</p>	5%
3	<p>「ゼロ災運動」、「危険予知訓練(KYT)」等、職場の安全管理に取り組んでおり(中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません)、文書(電子媒体形式を含みます)により、その記録が確認できますか。</p>	5%
4	<p>保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当しますか。(引受保険会社は問いません)。</p> <p>フリート契約<sup>(注1)</sup>の場合・・・優良割引20%以上</p> <p>ノンフリート契約の場合・・・全車7等級以上<sup>(注2)(注3)</sup></p>	10%
5*	<p>経済産業省「健康経営優良法人認定制度」または厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」または国土交通省「運転者職場環境良好度認証制度」(三つ星)のいずれかの認定を受けていますか。(全事業所・一部事業所を問いません)</p> <p><b>健康経営優良法人認定制度</b></p> <p>■ 地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度です。</p> <p>■ 本認定制度は、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門(健康経営優良法人~ホワイト500~)」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門(健康経営優良法人)」の2部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」が認定されます。</p> <p><b>安全衛生優良企業公表制度</b></p> <p>■ 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。</p> <p>■ この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。</p> <p><b>運転者職場環境良好度認証制度(通称:働きやすい職場認証制度)</b></p> <p>■ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証し、自動車運送業者の取組状況を見える化する制度です。</p> <p>■ 一つ星から三つ星の3段階で認定され、リスク診断割引の対象は三つ星のみとなります。</p>	5%

\* 項目5が「はい」の場合は最大25%割引となり、「いいえ」の場合は最大20%割引となります。

(注1) 記名被保険者の自動車保険がフリート契約で、業務災害補償プランの保険契約締結時点で資格審査期間中の場合、「ノンフリート契約」とします。

(注2) 自動車保険(ノンフリート契約)が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合における保険契約締結時点の等級」とします。

(注3) 業務災害補償プランの継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両(注4)がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

(注4) 新規取得時に既存の自動車保険契約に中途加入したため、その自動車保険契約の更改時に6等級となっている場合は、その車両を含みます。

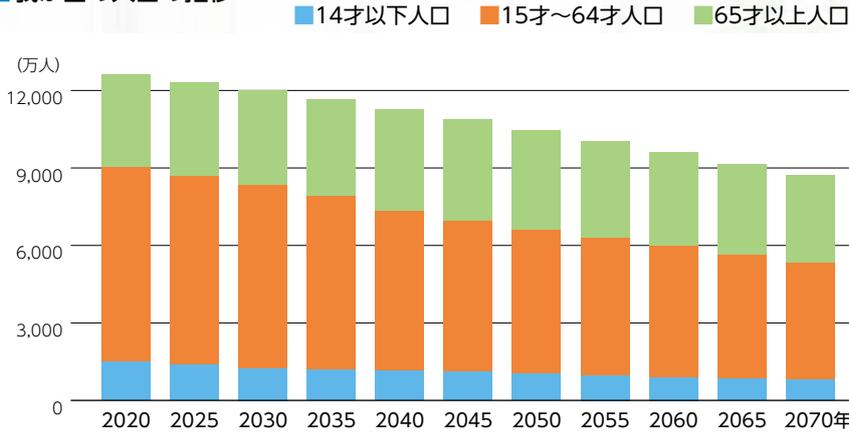
# 福利厚生の実充に役立

社会環境の変化により、企業経営において働き手の確保の

## 人材の採用

### 労働人口の減少

■我が国の人口の推移



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

▶ 少子高齢化が進み、労働人口は2045年には5,832万人に減少します。

▶ 高齢者を支える働き手世代は年々減少しており、少子高齢化等に伴う労働力不足は今後ますます深刻化することが予想されます。そのため働き手の確保が企業の課題となっています。

※労働人口は、15才～64才が該当

## タフビズ業務災害補償保険の福利 多様な人材が活躍できる職場環境整備をサポート

### タフビズ 業災 ヘルスケア Plus+



タフビズ業災 ヘルスケアPlus+は、役員等・従業員の業務外疾病の補償と、多様な人材の活躍を後押しする補償を備えた保険です。これにより事業者の成長・安定と役員等・従業員の健康で充実した生活をサポートします。

3つの特長! ▶▶▶ 1.無記名 || 2.無告知 || 3.売上高(注4)で保険料を算出 (注4)人数方式でのお引き受けも可能です。

■ 疾病補償(入院日額型)特約	補償対象者(役員等・従業員)が疾病(4)を発病し、その直接の結果として日本国内において入院(5)を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した補償金を入院日数に応じて定額で補償します。
■ 疾病補償(医療費用実損型)特約	補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合または先進医療等の治療を受けた場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」「先進医療、拡大治験、患者申出療養にかかる費用」を実費で補償します。
■ がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約	疾病補償(医療費用実損型)特約の補償を一部拡大し、補償対象者(役員等・従業員)ががんを発病し、入院を開始した場合やがんと診断されて通院を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」や「ウィッグ・胸部補整具の購入費用」等を実費で補償します。
■ 出産・育児休業支援費用補償特約	補償対象者(従業員)が保険期間中に育児休業等の休業を開始した場合の本人への祝い金支給や、育児休業等の取得促進のために事業者が負担した金銭(手当金等)の費用を補償します。
■ 特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)	「疾病補償(入院日額型)特約」または「疾病補償(医療費用実損型)特約」と同時にセットすることで、補償対象とする疾病を「八大疾病(6)および精神障害」に限定します。

# つ補償①

タフビズ業災  
ヘルスケア PLUS+



重要性が高まっています。

## 人材の定着

### 治療と仕事の両立

- ▶ 疾病を抱えながら仕事をする人は、労働人口の**3人に1人**とされています。(注1)
- ▶ 職場の理解不足や支援体制の未構築が原因で、離職するケースもあります。そのため、**会社として従業員等の疾病に対する補償を備える**ことで、離職の防止にも繋がります。

(注1) 出典:厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

### 育児と仕事の両立

- ▶ 女性の育休取得率は**84.1%**に対し、男性は**30.1%**で、男性の取得率は増加傾向にあるものの、依然として低い割合です。(注2)
- ▶ 育児と仕事の両立には、希望者すべてが安心して**産休・育休を取得できる制度の充実**と、**取得後も働きやすい職場環境の整備**が企業には求められます。

(注2) 出典:厚生労働省「雇用均等基本調査/令和5年度」

### 外国人労働者雇用

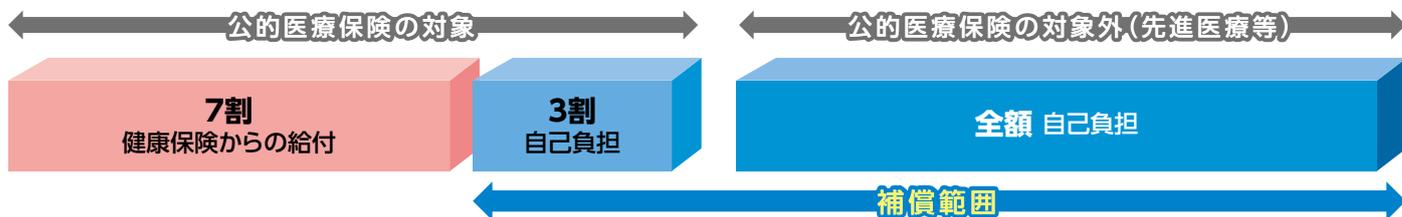
- ▶ 外国人労働者は**200万人**を超え、**過去最高値**を更新しています。(注3)
- ▶ しかし、外国人労働者に関する**労務トラブル**件数も増加傾向にあります。
- ▶ 外国人労働者の定着には、**言語や文化、価値観を理解**し、働き続けやすい職場環境の整備が重要です。

(注3) 出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)

厚生の上昇に資する補償によって、  
し、事業者の成長と安定をバックアップします。

入院した場合や先進医療等を受けた場合の自己負担額は高額となるケースもあります。  
事業者として**疾病治療への備えを提供**することで、従業員等の**エンゲージメント向上**を実現します!

【入院にかかる費用例】



疾病補償(医療費用実損型) 特約をセットした場合、公的医療保険では支払いの対象にならない以下のような自己負担額を補償します!



#### 4 疾病

補償対象者が被った身体の障害のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。  
①傷害 ②業務に起因して発生した症状  
③労災認定された疾病等 ④職業性疾病

#### 5 入院

自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 6 八大疾病

悪性新生物(がんをいい、上皮内新生物を含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。

# 福利厚生 の 充実 に 役立

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、



役員等・従業員が病気になっても、**安心して治療を受け、**  
従業員の**産休・育休の取得促進を後押し**する補償を

## 業務外疾病の補償

人数方式での  
お引き受けも可能です。



## タフビズ業災ヘルスケアPlus+の3つの特長!

### 特長 1

役員等・従業員の記名は不要

### 特長 2

健康状態の告知は不要

### 特長 3

売上高で保険料を算出

## 定額タイプ 疾病補償(入院日額型)特約

ご契約時の注意 12 ページ

補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した補償金を入院日数に応じて定額で補償します。

保険金のお支払額 設定した保険金日額 × 入院日数 選択可能な支払限度日数 30日 / 60日 / 90日 / 120日 / 180日

※入院を開始した日からその日を含めて365日以内の入院が対象

## 実費タイプ 疾病補償(医療費用実損型)特約

ご契約時の注意 12 ページ

補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合または先進医療等の治療を受けた場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」「先進医療 7、拡大治験 8、患者申出療養 9」にかかる費用を実費で補償します。

対象となる費用	① 治療費用(公的医療保険制度における一部負担金) ② 入院諸費用 ● ベッド等使用料 ● 付添親族の交通費、寝具等の使用料 ● ホームヘルパー、ベビーシッター、介護従事者雇入費用 ● 転入院、退院時の交通費 など ③ 先進医療、拡大治験、患者申出療養にかかる費用(交通費や宿泊費を含みます)
支払限度額	対象となる費用①②合算(補償対象者1名/入院1回につき)50万円 / 100万円 / 200万円から選択 ※入院を開始したその日からその日を含めて365日以内に要した費用が対象 ベッド等使用料(入院日数1日につき) 1万円 / 2万円 / 3万円 / 限度額設定なし ※ベッド等使用料は入院諸費用に含まれます。対象となる費用①②合算の支払限度額を超えてお支払いするものではありません。 対象となる費用③(補償対象者1名/治療1回につき)1,000万円

## + がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

詳しくは 13 ページ

補償対象者(役員等・従業員)ががん 10 の治療のために入院、通院 11 した場合について、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の補償を拡張する特約です。 ● 通院治療のみの場合も補償可能です。

※「疾病補償(医療費用実損型)特約」とセットでお引き受けします。

## 具体例

〈疾病補償(医療費用実損型)特約〉  
従業員が疾病を発病し入院したため、発生した療養費や交通費等の諸費用を会社が補償金として支払った。



「疾病補償(入院日額型)特約」または「疾病補償(医療費用実損型)特約」と同時にセットすることで、補償対象となる疾病の範囲を限定し、保険料を抑える**特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)**もご用意しています。



用語のご説明

### 7 先進医療

治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。

### 8 拡大治験

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験をいいます。

# つ補償②

福利厚生の実に資する補償を提供します。

職場復帰ができる環境づくりをサポートする補償や、  
ご用意しています。

## ご契約時の注意

## 疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約

### ■ご契約いただける条件について

契約方式ごとに、以下の条件があります。  
〈売上高方式〉でご契約の場合…売上高3,000万円以上  
〈人数方式〉でご契約の場合…補償対象者5名以上

### ■補償の対象となる方

「役員等・従業員」または「従業員のみ」を対象とすることができます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方は対象になりません。その他にも要件を別途定めていますので、詳細は別冊「重要事項のご説明」17～19ページをご覧ください。

### ■保険期間と保険金を支払う場合の関係

#### 〈初年度契約の場合〉

疾病を発病した時が保険期間の開始時(注1)より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。



#### 〈継続契約(注3)の場合〉

初年度契約の保険期間の開始時(注1)から保険契約の継続する期間を遡及して365日を経過した日の翌日以降に開始した入院(注2)の場合、疾病を発病した時によらず補償対象となります。



### ■退院後に再入院した場合の取扱い

#### 〈再入院まで180日以内〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院の原因となった疾病により再入院となった場合は、初めの入院と再入院を同一の入院とみなします。



#### 〈再入院まで180日超〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降にその入院の原因となった疾病により再入院となった場合は、再入院は新たな疾病による入院とします。



(注1) 保険期間の途中で補償対象者となった方(例: 新入社員など)については、補償対象者となった時をいいます。

(注2) 疾病補償(入院日額型)特約の場合は入院を開始した日、疾病補償(医療費用実損型)特約の場合は入院を開始した日またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治療もしくは患者申出療養を受けた日をいいます。

(注3) 直前のご契約が、当社以外の保険会社の同種の損害を補償する契約であっても、継続契約とみなせる場合があります。

## 9 患者申出療養

厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められた病院等において行われるものに限りです。

## 10 がん

悪性新生物(上皮内新生物を含みます)をいい、転移したがんを含みます。また、転移したがんとは、原発巣(最初にごんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

## 11 通院

病院等に通り、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

# 福利厚生 の 充実 に 役立

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、

## 治療と仕事の両立を支援する補償

### がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

■補償の対象となる方:疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約と同様です。詳しくは、P.12をご覧ください。

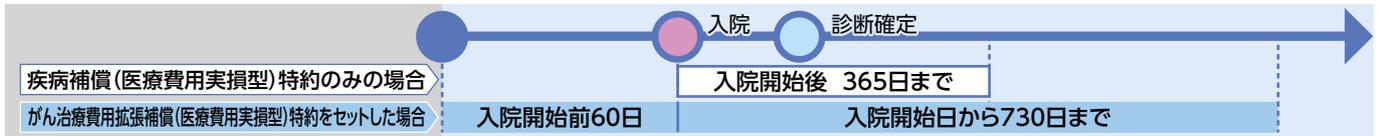
仕事をもちながらがん治療で通院している人は、約49.9万人<sup>(注)</sup>に上っています。今後は、職場においても従業員の高齢化が見込まれることから、疾病を抱えた労働者の**治療と仕事の両立への対応**がより一層求められます。(注)出典:令和4年の国民生活基礎調査に基づく推計



保険金の支払事由	次のいずれかの事由が発生し、補償対象者(役員等・従業員)が負担した費用に対して、事業者が補償金を支出すること ①補償対象者ががん <sup>(注1)</sup> を発病し、そのがんの治療を直接の目的として日本国内で入院を開始した場合 ②補償対象者が医師によって病理組織学的所見(生検) <sup>(注2)</sup> により、がん罹患したことが診断され、がんの治療を直接の目的として通院を開始した場合 (注1)上皮内がんを含みます。本特約において以下同様とします。(注2)他の所見による診断も認めることがあります。
補償対象となる費用	ア.治療費用 イ.入院諸費用 ウ.がん関連装着品費用(ウィッグ・胸部補整具)の購入費用
支払限度額	1回の補償期間につき300万円(その内、補償対象となる費用ウ.は10万円限度)
補償期間	・上記「保険金の支払事由」①に該当する場合:入院を開始した日からその日を含めて730日および入院を開始した日の前日以前60日 ・上記「保険金の支払事由」②に該当する場合:がん診断日からその日を含めて730日およびがん診断日の前日以前60日

## 補償期間のイメージ

### ■入院後がんと診断確定された場合の補償期間



### ■がんの診断確定後に入院・通院した場合の補償期間



### ■がんの診断確定後、通院治療のみを受けた場合の補償期間



## ご契約時の注意

## がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

「疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約 ご契約時の注意」(詳しくは、P.12をご覧ください。)に記載の内容のほか、次の再発・転移の取扱いにもご注意ください。転移したがん、同じ部位に再発したがんは、同一のがんとして取扱います。再発・転移したがんについては、新たに補償期間が開始するのではなく、最初に発生したがんとの補償期間となります。

### ■最初に発生したがんの通院治療中・治療後に再発・転移した場合



用語の  
ご説明

### 12 法定休業

「産前産後休業」「出生時育児休業」「育児休業」をまとめて法定休業といえます。

### 13 1回の休業

同一の子の出産または育児のための休業をいいます。

### 14 出産予定日

母子健康手帳または医療機関の証明書に記載の出産予定日をいいます。

# つ補償③

福利厚生の実に資する補償を提供します。

## 育児と仕事の両立を支援する補償

### 出産・育児休業支援費用補償特約

■補償の対象となる方:「従業員のみ」が対象です。

育児等のために休業を取得する**従業員へのお祝い金**や、**職場同僚への手当金**などを補償し、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりをサポートします。



〈休業事由〉①②いずれかの事由により補償対象者(従業員)が保険期間中に休業を開始し、〈休業日数〉【A】【B】のいずれかに該当した場合に、事業者が負担した〈対象となる費用〉を補償します。

※「疾病補償(入院日額型)特約」もしくは「疾病補償(医療費用実損型)特約」とセットでお引き受けします。

休業事由	①補償対象者またはその配偶者が妊娠した場合の、その子の出産または育児 ②①を除く補償対象者の子(養子等、育児介護休業法に定める育児休業の対象となる子)の育児		
休業日数	【A】法定休業 ⑫により合計で31日以上休業 【B】子の誕生日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上休業(ただし、法定休業6日以上取得が必要) ※子が1才に達した日の翌日以降の休業は、休業した日数には含まれません。		
対象となる費用・支払限度額	ア.休業する補償対象者へ支給するものとして定める金銭	1回の休業 ⑬につき 3万円限度	1回の休業につき ア.イ.の合計で30万円限度
	イ.休業する補償対象者と同じ事業場に所属する別の補償対象者へ、育児休業等の取得促進のために支給するものとして定める金銭	1回の休業につき 補償対象者1名あたり 3万円限度	

### 具体例

出産に伴い、従業員が1年間の育児休業を取得したため、福利厚生規程に基づき休業を取得した本人に祝い金、職場同僚に手当金をそれぞれ支給した。

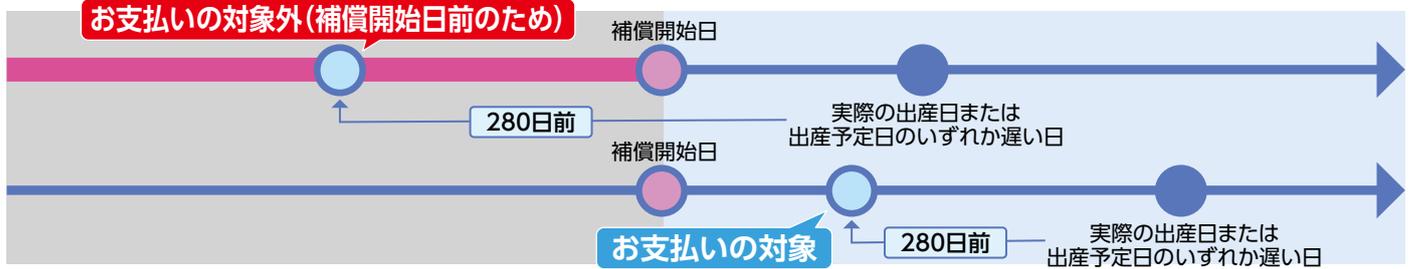


### ご契約時の注意

### 出産・育児休業支援費用補償特約

「実際の出産日または出産予定日 ⑭のいずれか遅い日(さかのぼ)から遡って280日前」が、補償開始日より前または補償対象者となつたととき前の場合は保険金お支払いの対象外となります。(詳しくは、別冊「重要事項のご説明」20ページをご覧ください。)

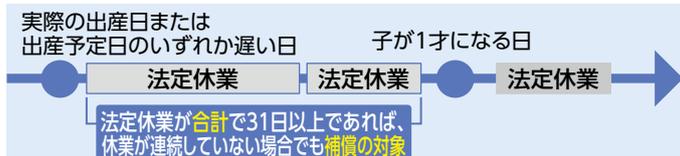
○: 実際の出産日または出産予定日(さかのぼ)のいずれか遅い日(さかのぼ)から遡って280日前



### 〈休業日数〉の考え方

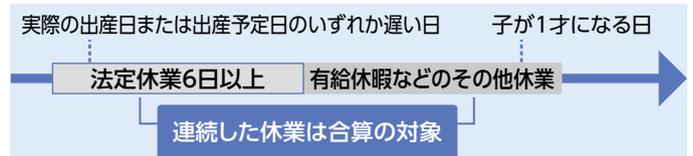
#### CASE1 〈休業日数が【A】の場合〉

法定休業が合計で31日以上であれば、法定休業以外の「会社独自の制度による休業等」を含め、休業が連続していない場合でも補償の対象となります。



#### CASE2 〈休業日数が【B】の場合〉

6日以上の「法定休業」を取得し、かつ、それ以外の休業と連続して31日以上休業した場合に、補償の対象となります。



# サービス

経営者、人事労務担当者が抱える課題を以下のサービスでサポ

## 基本付帯サービス

### 人事労務担当者向け サービス

## メンタルヘルスサポート

ご利用時間 平日 10時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します。

#### メンタルヘルス 職場サポート



メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。

#### メンタルヘルス 休職・復職サポート



従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。

#### メンタルヘルス労働安全 衛生情報提供サービス



お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。

### 経営者向けサービス

## 経営セカンドオピニオン

ご利用時間 平日 13時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

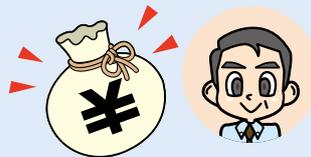
法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します。

#### 法律のご相談



取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします(予約制)。

#### 税務のご相談



会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします(予約制)。

#### 人事労務のご相談



雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- メニュー(項目)ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります(予約制)。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

■上記サービスをご利用いただける方は、保険契約者または代表者の方から委任を受けた担当者の方となります。従業員の方はご利用いただけません。サービスをご利用いただける方の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

■サービスは日本国内のご相談が対象となります。

## 「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約には以下のサービスを提供します。

### 「ストレスチェックサポート」のご案内

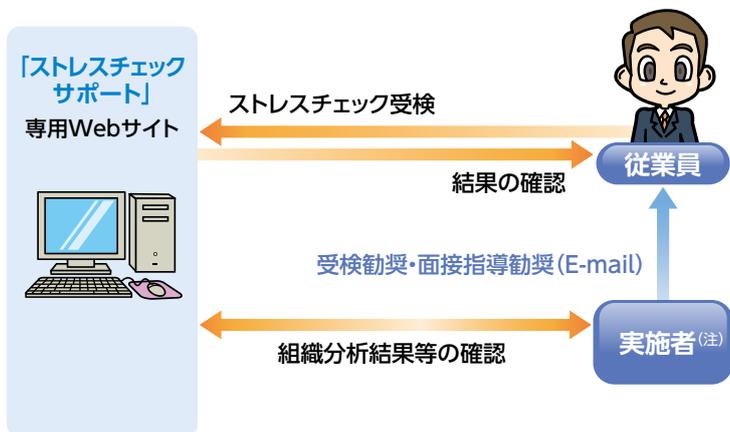
ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。

#### サービスの 特長

- 1 厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準拠しています。
- 2 会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。
- 3 ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者（医師・保健師等）向けの管理機能が充実しています。

- 【ご注意】
- 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。
  - 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
  - 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。
  - 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、当社営業担当者までご連絡ください。

#### ■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



(注) 実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

#### 「ストレスチェックサポート」をご利用いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま（企業）側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の  
衛生委員会等での調査審議や  
方針表明、従業員への周知

ストレスチェックの実施者  
（医師・保健師等）、  
実施事務従事者、実務担当者の選定

面接指導を行う医師の選定

- サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

# MEMO

A large rectangular area with a blue border and horizontal dashed lines, intended for writing a memo. The area is empty and occupies most of the page below the title.

A large blue rounded rectangle containing 20 horizontal dashed lines, spaced evenly down the page, intended for handwriting practice.

# ご加入にあたって

## ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間 (ご契約期間)	加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時
(第1回目) 保険料引去日	加入始期月の翌月27日(注1)(注2)

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日

(注2)保険料のほかに加入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

## 保険契約者

この保険契約は日本商工会議所を保険契約者とし、各地商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

## 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は右記の契約方式の表のI～IVのとおりとなります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。

例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。

シルバー人材センターの会員・登録者  
愛好会・クラブ等の会員  
労働組合の組合員 など

## 支払限度額・日額

支払限度額・日額は、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

## 契約方式

下記5パターンの契約方式があります。

### 売上高方式

### 人数方式

在籍者数方式 労働日数方式 労働時間方式 最大稼働人数方式

### 売上高方式

下表の区分I～IVすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受することはできません)。

### 人数方式

下表の区分I～IVの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分I～IVの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。ただし、区分IIの従業員の方は全員を対象にする必要があります(この場合でもパート・アルバイトの方については除外することができます)。

補償対象者区分	内容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	<記名被保険者が建設者の場合> 下請負人*1およびその役員等および従業員 <記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合> 備車運転者*2およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託作業等	I～III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接事業を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

\*1 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

\*2 備車運転者は数次の請負人・受託人を対象に含みます。

## ご注意いただきたい事項

- 被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。
  - 募集の結果、団体契約の要件\*を満たせなかった場合は、一般契約としての再締結が翌月始期契約となる場合があります。
- ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- \*加入者数が2事業者以上であることが要件となります。本プランにおいては、各月の1日時点でその月の加入者数が2事業者以上であることが要件となります。

## あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ業務災害  
補償保険なら  
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- タフビズ業務災害補償保険の「保険証券・普通保険約款・特約集」は保険契約者(日本商工会議所)に交付されます。
- 「業務災害補償プラン」の正式名称はタフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。

## 商工会議所名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

〔代理店・扱者〕

● ご相談・お申込先